（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、申込日の属する年までの当該期間）

二　法人及び連結親法人にあっては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、申込日の属する年までの当該期間）

2　前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第四項及び第六項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第四項及び第七項の規定を準用する。

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　全国連合会は、法第百七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

2　全国連合会は、第百七十九条第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

3　全国連合会は、保険期間において経営面積の拡大が見込まれることその他の農林水産大臣が定める事由がある場合は、前二項の規定にかかわらず、前項の保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を上限として、第一項の平均額に一定の調整を加えて得た金額を基準収入金額として定めるものとする。

4　第百七十五条第四項に規定する場合には、農林水産大臣が定める準則に従い、承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

（農産物に簡易な加工を施したもの）

第百八十五条　法第百七十九条第四項の農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものは、保険資格者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものとする。

（対象農産物等から除外するもの）

第百八十六条　法第百七十九条第四項の農林水産省令で定める対象農産物等から除外するものは、次に掲げるものとする。

一　他の農業者が生産したもの又は当該保険資格者が肥培管理若しくは飼養管理を行っていないもの

二　次に掲げる家畜又は畜産物

イ　肉用牛（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第五号に掲げる事業のうち肉用牛肥育経営安定特別対策事業の対象となる月齢の牛に限る。）

ロ　肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第六条第一項の生産者補給金の交付対象となる月齢の牛に限る。）

ハ　肉豚（繁殖の用に供した後食用として肉豚と一体的に販売される豚を含み、肥育又は繁殖の用に供するために販売されるものを除く。）

ニ　鶏卵

三　前号に掲げるもののほか、同号イに掲げる肉用牛又は同号ロに掲げる肉用子牛につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあっては第百一条第一項第四号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、前号ハに掲げる肉豚につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあっては同項第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜

（農業収入金額の算定方法）

第百八十七条　法第百七十九条第三項の農業収入金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、対象農産物等の販売金額、事業用消費の金額及び保険期間の期末において有する棚卸高の合計金額から保険期間の期首において有する棚卸高を控除した金額とする。

2　前項の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げるものを対象農産物等の販売金額に含めるものとする。

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項の交付金

二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項の交付金

三　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第四条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十四条の集送乳調整金

四　担い手経営安定法第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項の調整額を加えて得た金額

3　法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、一定の調整を加えて算定するものとする。

（保険限度額及び保険金額の変更事由）

第百八十八条　法第百七十九条第五項の農林水産省令で定める事由は、被保険者の生産に係る対象農産物等の栽培面積の変更、法第百八十四条第一項の規定による承継又は譲渡その他の事情により基準収入金額を変更する必要が生じたこととする。

（保険限度額及び保険金額の変更方法）

第百八十九条　前条の事由が生じることが見込まれるとき又は生じたときは、被保険者は、事業規程で定めるところにより、全国連合会にその旨を申し出るものとする。

2　前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額及び保険金額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第五項及び第百八十二条の保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

3　前項の規定により保険金額が増額された場合は、被保険者は、第一項の規定による申出をした日から一月以内に、増加する保険金額に対する保険料を支払うものとする。ただし、第百八十一条第二項の規定により支払をする者にあっては、事業規程で定めるところにより支払うものとする。

4　第二項の規定により保険金額が減額された場合は、全国連合会は、事業規程で定めるところにより、減少する保険金額に対する保険料を被保険者に返還するものとする。

（特約）

第百九十条　保険資格者は、法第百八十二条第一項の規定により特約をするに当たっては、法第百七十七条第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

（積立金の基準）

第百九十一条　法第百八十二条第二項の農林水産省令で定める基準は、補塡対象金額の四分の一に相当する金額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める日までに全国連合会に納付され、かつ、その日から特約補塡金の支払を受けるまでの間において取り崩されていないこととする。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額をその日までに全国連合会に納付できない場合は、この限りでない。

一　新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときを除く。）　保険期間の開始の日の前日

二　新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときに限る。）　次に掲げる日

イ　第一回の支払にあっては、保険期間の開始の日の前日

ロ　最後の支払にあっては、保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

三　法第百八十二条第一項の特約をした保険関係の保険期間の満了の日の翌日にその保険期間が開始する保険関係において当該特約をする場合　保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

（基準補塡金額）

第百九十二条　法第百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。

（補塡対象金額）

第百九十三条　法第百八十二条第四項の補塡対象金額は、基準補塡金額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

2　前項の割合は、第百八十二条の規定により当該保険資格者が申し出た割合を超えてはならない。